

保安林制度の見直しについて（令和4年度）

- 林野庁では、有識者検討会を開催（令和2年度）し、保安林の的確な更新と低コスト造林の取組に資する指定施業要件（植栽）の基準の在り方について検討。
- また、制度の適正な運用を確保するために必要な書類は法令上に位置付ける必要。
- これらを踏まえ、森林法施行令及び施行規則、関連通知を改正。
- 上記法令改正で別途措置した林地開発許可制度における開発行為の許可基準の改正を踏まえ、保安林の転用解除に係る代替施設等の設置基準を改正。（通知）
- 相続土地国庫帰属制度の施行に合わせて、国有林野の定義を見直し。（通知）

指定施業要件（植栽）の基準の見直し

森林法施行令及び施行規則の改正内容

改正前の主な内容

- ✓ 満1年以上の苗
- ✓ 1ha当たり次の算式により算出された本数を植栽。
$$3,000 \times (5/V)^{2/3}$$

V：標準伐期齢における平均成長量（m³/ha/年）

- 満1年以上の苗と同等の大きさ（苗長、根元径）を有する苗も植栽可能
- 災害のおそれがなく、効率的に施業が可能な立地では、算式によらない本数での植栽が可能

通知において新たに示す主な内容

苗齢

- 満1年以上の苗と同等の大きさを有するかは、都道府県等で整備する山行苗木の規格に定められる2年生の苗木の規格と比較して判断
- 植栽する苗木が健全であること（樹盛が旺盛、根張りがよい、病虫害がない等）に留意

植栽本数

- 災害のおそれがないとは、急傾斜である等個々の森林の地形や土壌の現況から土砂の流出や崩壊が発生しやすい立地でないこと
- 効率的に施業が可能とは、苗の活着、生育に不向きな立地でなく、当該森林の伐期に至るまで継続的に施業が実施されているなど植栽後も苗木の育成、管理が適切に実施できる立地であること
- 以上の条件を満たす立地における植栽本数は、確実な更新が見込めるものとして、地域で既に普及している標準的な施業方法に準じた植栽本数まで縮減を可能とする。
具体的には、
 - ① 市町村森林整備計画に記載の植栽本数
 - ② 当該市町村の概ね過半の区域で、特定の森林所有者等に偏ることなく幅広い関係者が施業した実績のある方法に基づく植栽本数であり、当該林分の保育作業の実績から確実な更新が可能であることの双方を満たす植栽本数を縮減可能な本数とする。

申請・届出時の添付書類

森林法施行令及び施行規則の改正内容

改正前の主な内容

- ✓ 申請や届出の内容によっては、位置図、区域図や計画書の添付を義務付け

- 申請や届出の別に、制度の適正な運用を確保するため、書類の添付（資力・信用を証する書類、他の許認可の申請状況を記載した書類、隣接する土地の境界確認を行ったこと証する書類等）を義務付け

通知において新たに示す主な内容

- 申請や届出の別に、具体的に提出を求める資料の内容と判断基準を規定